

放送法施行規則の一部改正案に係る意見募集の結果について
移動受信用地上基幹放送の非再生中継方式の中継局等の安全・信頼性基準の緩和一

（ 募集期間 平成 25 年6月4日から同年7月3日まで ）

【意見提出 4件】

整理番号	意見提出者
1	個人
2	個人
3	株式会社ジャパン・モバイルキャスティング
4	株式会社mmbi

整理番号	提出された意見(全文)	総務省の考え方
1	現行法のままで OK です。私は、携帯などでまで NHK を視聴したいと思わないからです。災害などの情報は、今の携帯サービスで満足しています。また、この改正によって受信訴訟が増え、総務省へのクレームが増加することを懸念します。というのも、現状の NHK の放送内容に8割の人が不満を持っているからです。 http://japan.cnet.com/release/30044865/ この状況では、視聴可能にしても、無理矢理見せつけられているという形になり、強制的に NHK を視聴させているという印象を与えることになります。誤って NHK を視聴してしまったが為に、訴訟起こされては迷惑とを感じる人もいるでしょう。現在、9 割の人がテレビの内容を快く思っていない。NHK を含めて。そんな状況で改正を実施したとしても、需要は無いでしょう。 http://woman.infoseek.co.jp/news/entertainment/newscafe_1274492 それより、NHK の受信料未払い者への一律スクランブル化を実施すべきです。これは 9 割近くの人が望んでいます。 http://getnews.jp/archives/271792 また、この調査では約 7 割の人が NHK を見たくないと考えているのです。	いただいた御意見は、今回の意見募集の対象とは直接関係ないものと考えます。

2	放送設備等の投資やそれに伴う法律の改正よりも、先に情報の信憑性を改善するべきです。 これ以上の通信設備はあってもなくても大した差は無いと考えています。 なぜなら、国民が真に必要とする情報が得られてこそ放送の意義があるからです。 国民の意思に反した放送が続けられる限り、放送の拡大を行っても国民の意思に反することに変わりはありません。 現在の放送に対する信頼性では、とても設備投資に値するものでは無く放送の拡大も反対です。 民意が反映されない政策に国民の血税を使わないでください。	いただいた御意見は、今回の意見募集の対象とは直接関係ないものと考えます。
3	1. 放送法施行規則の一部改正案について 今回の改正案について基本的に賛同いたします。改正案の内容は、空中線電力が小さく放送が停止した際の影響が小さい設備について、安全・信頼性に関する技術基準を一部緩和するものであり、当社が今後導入を予定している空中線電力 50W 以下の非再生中継方式による中継局が、より経済的に導入可能となり、結果的に視聴者の方々の利便性向上につながるものと考えます。 2. その他 非再生中継方式による中継局は、システム構成が簡易であり、大規模な送信所に比べて容易かつ短期間で工事を行うことが可能ですので、視聴者からの視聴環境改善要望に対して迅速に対応できるツールになると考えております。つきましては、視聴者の利便性向上と審査の効率化及び免許人負担軽減等のために、今後免許手続きの簡素化の検討をお願いいたします。	本改正案に賛成の意見として扱います。 その他については、今回の意見募集の対象とは直接関係ないものと考えます。
4	1. 放送法施行規則の一部改正案について 当社は、日本初のマルチメディア放送の提供を行う認定基幹放送事業者として、従来の放送にない蓄積型放送や通信と放送の連携等の新たな放送サービスを通じて様々な利用形態が創造されることが重要であると考えており、本サービスの早期普及が国民の生活を更に豊かなものにしていくと考えます。 今回の改正案の内容は、空中線電力が小さく放送停止等の影響規模が比較的小さい設備についての安全・信頼性に関する基準を一部緩和するものであり、これにより基幹放送局提供事業者による設備構築がより経済的かつ効率的に行うことができるようになるものと考えられ、ひいては当社の放送がより早く、きめ細やかに視聴者の元に届けられるようになるものと期待します。 以上のことより、本改正案について賛同します。 2. その他 更なる視聴者からのサービス提供を受けたい要望に対応するために、更なる小規模又は経済的な装置の開発を期待しますが、その際には速やかな導入及び電波発射等ができるような制度整備の緩和の検討をお願いいたします。	本改正案に賛成の意見として扱います。 その他については、今回の意見募集の対象とは直接関係ないものと考えます。